

水産用医薬品を使わない昇温処理による治療技術を検証しました

アユ養殖現場では冷水病という細菌性疾病が大きな問題となっています。冷水病は水産用医薬品を用いて治療することが一般的で、治療後は定められた休薬期間を経てから出荷し、医薬品の体内残留がない養殖魚を消費者に提供しています。しかし、養殖魚の「安全・安心」に関する消費者の信頼をより強固とするため、「低投薬・無投薬」のより一層の推進を目指し、医薬品に頼らない新たな冷水病被害低減対策技術の検証を行いました。

飼育水温を上昇させることでアユの冷水病が治療できることを滋賀県水産試験場が実験的に明らかにしました。そこで現場ではアユ養殖経営体の協力を得て、実際の養魚池レベル(100平米程度)で同様の効果が得られるか否かについて検証しました。その結果、冷水病にかかったアユを水温28℃で3日間飼育すると、保菌検査をしても冷水病原因菌が検出されなくなり、死亡率も低下することがわかりました。一方、水温25℃では冷水病原因菌の保菌が継続することが判明しました。これらの結果は、滋賀県水産試験場の実験結果とよく一致しており、28℃昇温処理による冷水病治療が養魚池レベルでも有効であることを示しています。

ただし、養魚池に本技術を導入するためには、ボイラーなど加温設備への初期投資や燃料等のランニングコストに多額を要すること、3日間28℃を維持するためには间断なく養魚池の水温観測をしたり加温設備の運転調整をしたりするなど多大な労力が必要であることがわかり、大規模生産者以外への普及は難しいと考えられました。今後は、小規模な生産者でも導入可能な新たな技術を検討していく予定です。

「休薬期間」:水産用医薬品が残留した養殖魚が流通しないように定められた、医薬品を使用してから出荷するまでに必要な無投薬での飼育日数。治療のため魚に投与された水産用医薬品は体内から排泄されて次第になくなります。検証されたデータに十分な安全率を乗じて決められています。

